第61号議案

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例

上記の議案を提出する。

令和6年6月27日

品川区長 森 澤 恭 子

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年品川区条例第33号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「ならびに第11条の3第1項および第3項」を「、第1 1条の3第1項および第3項ならびに第18条の3第1項」に改める。

第18条の2の次に次の1条を加える。

(子育て部分休暇)

- 第18条の3 教育委員会は、職員(育児短時間勤務職員等を除く。)が満6 歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の 最初の3月31日までの間にある当該職員の子を養育するため、1日の勤務 時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における 休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。
- 2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認 を得て、規則で定める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(説明) 幼稚園教育職員の子育て部分休暇を定める必要がある。